

# 「第3次兵庫県男女共同参画計画『ひょうご男女いきいきプラン 2020』(案)」の概要について

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 男女共同参画の推進に向けたこれまでの経過

これまで男女共同参画社会の実現をめざし、さまざまな取組を推進してきた。

「男女共同参画社会基本法」施行 (H11)

「ひょうご男女共同参画プラン 21」策定 (H13、計画期間：H13～22 年度)

「男女共同参画社会づくり条例」制定 (H14)

「新ひょうご男女共同参画プラン 21」策定 (H23、計画期間：H23～27 年度)

### (2) 計画策定の必要性

近年の少子高齢化・人口減少等の社会情勢の変化や人々の生活様式や意識・価値観の多様化に対応し、また、新たな地域社会の構築を目指し策定した「兵庫県地域創生戦略」の実現を図るためにも、男女共同参画社会の形成に向け、さらなる取組を展開していく必要がある。

加えて、平成 27 年に施行された「女性の職業生活における女性の活躍の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、働く場面における女性の活躍を一層推進する必要がある。

これらを踏まえ、本年度をもって現行計画が終了することから、審議会協議、県民意識調査や意見募集を実施し、計画内容を見直し、後継計画を策定する。

## 2 計画の位置づけ

- ◇「男女共同参画社会基本法」第 14 条に規定する「都道府県男女共同参画計画」
- ◇第 2 次男女共同参画計画である「新ひょうご男女共同参画プラン 21」の後継計画
- ◇「兵庫県男女共同参画社会づくり条例」第 9 条に規定する本県における「男女共同参画社会づくりの基本的な指針」
- ◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条に規定する「都道府県推進計画」

## 3 計画の期間

平成 28 年度～平成 32 年度 (5 年間)

## 4 めざす社会

男女共同参画社会づくり条例で規定する基本理念を「めざす社会」として掲げる。  
**「男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会  
 =男女共同参画社会」**

- (考え方) ◇ 男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会  
 ◇ 男女が互いに支え合える社会  
 ◇ 誰もが健やかに安心して暮らせる社会

## 5 重点的に取り組む課題

### (1) すべての女性が活躍できる環境の整備

◇本格的な人口減少社会の到来を迎え、活力ある社会を維持していくには、多様な視点や価値観、創意工夫をもたらす女性の活躍がこれまで以上に必要。

◇職業生活はもとより、専業主婦として家事や育児等の家庭生活などに専念する選択も含め、すべての女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮できるような環境の整備が求められている。

◇多くの場面で女性の活躍は十分でなく、指導的地位に占める女性割合は国際的に見ても低い水準に止まる。

◇本県の女性の就業率は 44.2%と全国と比較して低く、非正規雇用労働者は女性雇用者の半数以上を占める。

### (2) 仕事と生活の両立 (ワーク・ライフ・バランス) の実現

◇効率的な働き方を推進し、「仕事と生活の両立 (ワーク・ライフ・バランス)」の実現が求められている。

◇特に、男性が長時間労働を削減し、家事や育児、介護、地域活動等へ積極的に参画することにより、男女が共に責任を分かち合いながら活躍できる社会を実現する必要がある。

### (3) 家庭や地域における「きずな」の強化

◇家族形態の多様化・小規模化により、家庭を支える地域社会の役割が一層重要になっている。

◇人口減少社会で、地域が活力を持って自立するには、男女共同参画社会の視点を取り入れることが不可欠である。

◇近年多発する自然災害に対応するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策を推進する必要がある。

### (4) 安心して生活できる社会づくりの推進

◇男女ともに人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進に努める必要がある。

◇直近のDV・児童虐待・高齢者虐待の相談及び通報件数は、それぞれ統計を取り始めてから最も多い件数となっている。

◇年齢、障害の有無、国籍、性別等に関わりなく誰もが安心して生活し、元気に活動できる社会づくりが必要である。

### (5) 次代を担う子どもや若者の育成

◇将来を見通した子どもたちの自己形成を促すため、男女共同参画の教育・学習を適切に推進する必要がある。

◇若者が就職・結婚・出産等、希望を持って将来の生活設計が描けるよう社会全体で若者を応援する取組が必要である。

## 6 計画の策定方針

第 2 次計画である「新ひょうご男女共同参画プラン 21」の取組の継続性を維持しながら、目指すべき社会や重点的に取り組むべき課題等を勘案し、次の方針に基づき策定する。

### (1) すべての女性の活躍

◇女性が希望や選択に基づき、あらゆる場面において個性と能力を発揮できるよう、すべての女性の活躍を推進する。

◇特に働く場においては、「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、必要な環境の整備を推進する。

### (2) 仕事と生活の両立支援

◇男性の仕事や生活の充実を図るため働き方の見直し、男性の家庭・地域活動への参画を推進する。

◇男女とも仕事と生活が両立・充実するよう、多様な働き方の充実等、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

### (3) 互いに支え合う家庭と地域

◇子育てや介護等、家庭における課題を地域ぐるみで支援する体制を整備する。

◇地域防災を含め、男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進する。

### (4) 安心して生活できる環境の整備

◇あらゆる暴力の根絶、セーフティネットの整備を推進する。

◇高齢者、障害者、外国人等、誰もが安心して生活できる環境を整備する。

### (5) 次世代への継承

◇若者が将来に希望を持ちながら生活できるよう、就労・出会い等の支援を推進する。

◇子どもたちが主体的に将来設計を行えるよう、多様な選択ができる教育・学習を推進する。

7 計画の5つの重点目標と13の推進項目

重点目標	推進項目	主な取組内容等
1 すべての女性の活躍	① あらゆる分野への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ すべての女性に対する総合的支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の活躍、参画」に係る社会全体の意識醸成</li> <li>・様々な悩み相談、学習機会の提供、情報提供等</li> <li>・キャリア形成に関する講座・フォーラムの開催</li> </ul> </li> <li>◇ 女性の参画拡大                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等における積極的改善措置の促進</li> <li>・地域活動団体における女性の方針決定過程への参画促進</li> <li>・県行動計画策定による率先垂範</li> </ul> </li> <li>◇ 女性のネットワークづくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業、各種機関、女性活動団体等との連携強化</li> <li>・女性の交流会・学習会等の活動支援</li> </ul> </li> </ul>
	② 女性の能力発揮の促進と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 女性の就業に対する支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひょうご女性の活躍推進会議」を中心とした取組（企業等における「事業主行動計画」の策定支援、女性活躍推進専門員の派遣による企業の取組支援、企業表彰の実施、情報発信等）</li> <li>・ハローワークとの連携による女性の職業相談及び紹介</li> </ul> </li> <li>◇ 多様な働き方に対する支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイム労働者等の適正な雇用管理に係る啓発</li> <li>・再就業、起業、在宅ワーク等に係る研修の開催</li> </ul> </li> <li>◇ 女性の起業・経営に対する支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・起業を目指す女性向けセミナーの開催</li> <li>・コミュニティビジネスの相談、情報提供</li> </ul> </li> </ul>
	③ 農林水産業や商工業等自営業における女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 女性の活躍支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業分野における女性の経営への参画促進</li> <li>・農林水産業、商工業等関係団体役員への女性登用の支援</li> </ul> </li> <li>◇ 女性の就業環境の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定締結の推進</li> </ul> </li> </ul>
2 仕事と生活の両立支援	④ 男性の働き方の見直しと家庭・地域活動への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 男性の働き方の見直し                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の様々な悩みに関する相談業務の実施</li> <li>・長時間労働の抑制等働き方の見直し等への支援</li> </ul> </li> <li>◇ 男性の家庭、地域活動への参画促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の活動を促す講座やフォーラムの開催</li> <li>・男性の育児休業の取得促進</li> </ul> </li> </ul>
	⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 仕事と生活を両立できる職場環境づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひょうご仕事と生活センター」を中心とした企業によるワーク・ライフ・バランス推進に向けた普及啓発、相談、宣言・認定・表彰制度の推進</li> <li>・育児休業取得者の代替要員の確保支援</li> </ul> </li> <li>◇ 企業等と協働した子育てしやすい環境づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等との「子育て応援協定」「男女共同参画社会づくり協定」の締結促進</li> </ul> </li> </ul>

重点目標	推進項目	主な取組内容等
3 互いに支え合う家庭と地域	⑥ 地域ぐるみの家庭支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域で家庭を支える体制づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひょうご家庭応援県民運動」の推進</li> </ul> </li> <li>◇ 子育て支援の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・認定こども園の整備等保育環境の充実</li> </ul> </li> <li>◇ 高齢者支援の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域総合支援センターの整備促進、認知症対策</li> </ul> </li> </ul>
	⑦ 地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域における学習と啓発                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における男女共同参画に関する学習機会の提供</li> </ul> </li> <li>◇ 地域における環境整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域男女共同参画推進員の活動支援</li> </ul> </li> <li>◇ 地域活動の活性化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動への参画促進と指導者養成講座等の開催</li> </ul> </li> </ul>
	⑧ 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 防災・災害復興への取組の促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点による防災マニュアル策定推進</li> </ul> </li> <li>◇ 防災リーダーの育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や企業等における防災の担い手を養成</li> </ul> </li> </ul>
4 安心して生活できる環境の整備	⑨ 生涯にわたる男女の健康対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 妊娠・出産期等における母子保健の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期医療体制の維持強化</li> </ul> </li> <li>◇ 生涯にわたる心身の健康の保持増進への支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性特有のがん検診の受診率向上の取組</li> </ul> </li> <li>◇ 健康被害への対策の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙防止対策、自殺予防対策</li> </ul> </li> </ul>
	⑩ 生活のセーフティネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ DV対策等の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制や一時保護の強化、防止に向けた啓発</li> </ul> </li> <li>◇ 児童・高齢者虐待防止対策等の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、関係機関の連携体制の強化</li> </ul> </li> <li>◇ 貧困等支援を必要とする家庭等へのセーフティネットの整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭支援のための相談、助成</li> </ul> </li> </ul>
	⑪ 多様な人々が安心して生活できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 高齢者、障害者、外国人等が安心して生活できる環境の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「エバーソル社会づくり総合指針」に基づく取組</li> </ul> </li> <li>◇ 複合的に困難な状況にある人々への支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重の観点による理解促進等</li> </ul> </li> </ul>
5 次世代への継承	⑫ 若者の就労と出会いの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 就労と自立支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の職場体験、インターンシップ、相談事業</li> </ul> </li> <li>◇ 出会い、交流と仲間づくりの支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひょうご出会いサポートセンター」による男女の出会い支援</li> </ul> </li> <li>◇ ひきこもり等の問題を抱える若者への支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の連携による本人・家庭支援</li> </ul> </li> </ul>
	⑬ 多様な選択を可能にする教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 男女共同参画の視点に立った教育の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員への男女共同参画の研修実施等</li> </ul> </li> <li>◇ 多様な選択を可能にする進路指導の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・女子学生・生徒への理工系分野への関心促進</li> </ul> </li> </ul>